

## 報告第4号

### 専決処分事項の報告の件

敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和8年敦賀市条例第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月2日 報告

敦賀市長 米澤光治

専 決 第 4 号

市長専決処分の件

敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 1 1 号

敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 敦賀市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年敦賀市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第 1 0 条の 3 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車に係る<u>軽自動車税</u>の滞納が天災その他やむを得ない事由によるものであることの証明とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第 1 0 条の 3 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車に係る<u>種別割</u>の滞納が天災その他やむを得ない事由によるものであることの証明とする。</p>
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 1 1 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 3 0 条、第 3 2 条の 4、第 3 2 条の 4 の 2、若しくは第 3 2 条の 4 の 5（第 3 4 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 3 2 条の 5 の 4 第 1 項（第 3 2 条の 5 の 5 第 3 項において準用する</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 1 1 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 3 0 条、第 3 2 条の 4、第 3 2 条の 4 の 2、若しくは第 3 2 条の 4 の 5（第 3 4 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第 3 2 条の 5 の 4 第 1 項（第 3 2 条の 5 の 5 第 3 項において準用する</p>

場合を含む。以下この条において同じ。)、第32条の6第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第34条の7、第52条、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第131条第1項、又は第137条第3項に規定する納期限後に、その税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から、1月を経過する日までの期間

場合を含む。以下この条において同じ。)、第32条の6第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第34条の7、第52条、第69条の7第1項、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第131条第1項、又は第137条第3項に規定する納期限後に、その税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第69条の7第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から、1月を経過する日までの期間

(3) 第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額  
当該提出した日までの期間又はその日の翌日から、1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第26条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第26条の9において「特定配当等」という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第69条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

(3) 第69条の7第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額  
当該提出した日までの期間又はその日の翌日から、1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第26条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第26条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第69条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。  
ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等についてはこの限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第69条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等についてはこれを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第69条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第4

(日本赤十字社の所有する軽自動車等  
に対する軽自動車税の非課税の範囲)  
第69条の3 日本赤十字社が所有する  
軽自動車等のうち、直接その本来の事  
業の用に供するもので、救急用のもの  
に対しては、軽自動車税を課さない。

44条第3項に規定する車両番号の指  
定を受けた場合（当該車両番号の指定  
前に第1項の規定の適用を受ける売買  
契約の締結が行われた場合を除く。）  
には、当該販売業者等を三輪以上の軽  
自動車の取得者とみなして、環境性能  
割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車  
を取得した者が、当該三輪以上の軽自  
動車を法の施行地内に持ち込んで運行  
の用に供した場合には、当該三輪以上  
の軽自動車を運行の用に供する者を三  
輪以上の軽自動車の取得者とみなして  
、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等  
に対する軽自動車税の非課税の範囲)  
第69条の3 日本赤十字社が所有する  
軽自動車等のうち、直接その本来の事  
業の用に供するもので、次に該当する  
もの（種別割にあつては第1号に掲げ  
るものに限る。）に対しては、軽自動  
車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供  
するもの

(3) 血液事業の用に供するもの  
(環境性能割の課税標準)

第69条の4 環境性能割の課税標準は  
、三輪以上の軽自動車の取得のために  
通常要する価額として施行規則第15  
条の10に定めるところにより算定し  
た金額とする。

(環境性能割の税率)

第69条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの  
100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの  
100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第69条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第69条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日まで

に、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第69条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく、申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第69条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第77条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第70条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

(軽自動車税の課税免除)

第70条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第71条 次の各号に掲げる軽自動車等  
に対して課する軽自動車税の税率は1  
台についてそれぞれ当該各号に定める  
額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第72条 軽自動車税の賦課期日は4月  
1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日か  
ら同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第73条 軽自動車税は、普通徴収の方  
法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告  
)

第74条 軽自動車税の納税義務者であ  
る軽自動車等の所有者又は使用者（以  
下この節において「軽自動車等の所有者等」  
という。）は、軽自動車等の所有  
者等となった日から15日以内に、  
軽自動車及び二輪の小型自動車の所有  
者又は使用者にあつては施行規則第3  
3号の4様式による申告書、原動機付  
自転車及び小型特殊自動車の所有者又  
は使用者にあつては施行規則第33号  
の5様式による申告書並びにその者の  
住所を証明すべき書類を市長に提出し  
なければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該  
申告事項について変更があった場合に  
おいては、その事由が生じた日から1

第71条 次の各号に掲げる軽自動車等  
に対して課する種別割の税率は1台に  
ついてそれぞれ当該各号に定める額と  
する。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第72条 種別割の賦課期日は4月1日  
とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同  
月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第73条 種別割は、普通徴収の方法に  
よつて徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第74条 種別割の納税義務者である軽  
自動車等の所有者又は使用者（以下こ  
の節において「軽自動車等の所有者等」  
という。）は、軽自動車等の所有者  
等となった日から15日以内に、軽自  
動車及び二輪の小型自動車の所有者又  
は使用者にあつては施行規則第33号  
の4の2様式による申告書、原動機付  
自転車及び小型特殊自動車の所有者又  
は使用者にあつては施行規則第33号  
の5様式による申告書並びにその者の  
住所を証明すべき書類を市長に提出し  
なければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該  
申告事項について変更があった場合に  
おいては、その事由が生じた日から1

5日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)  
(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第75条 (略)

(軽自動車税の減免)

第76条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって、軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限ま

5日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)  
(種別割に係る不申告等に関する過料)

第75条 (略)

(種別割の減免)

第76条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって、種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに

でに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって、軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第77条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精

当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって、種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第77条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障

精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第3項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第3項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(6) （略）

3 （略）

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げ

る精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第3項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第3項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(6) （略）

3 （略）

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事

る事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第78条 (略)

- 2 法第445条若しくは第69条の3又は第69条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときはその事由が発生した日から15日以内に、市長に対し標識交付申請書を提出しかつ当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第69条の3又は第69条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

- 7 第2項の規定により標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主

項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第78条 (略)

- 2 法第445条若しくは第69条の3又は第69条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときはその事由が発生した日から15日以内に、市長に対し標識交付申請書を提出しかつ当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第69条の3又は第69条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

- 7 第2項の規定により標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主

たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対しその標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

(課税額)

第151条 (略)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。

3・4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険

たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対しその標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

(課税額)

第151条 (略)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3・4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険

者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第171条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.7万円を超える場合には、6.7万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の

者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険税の減額)

第171条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6.6万円を超える場合には、6.6万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4.3万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の

うち給与所得者等の数が2以上の場合  
にあつては、43万円に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に1  
0万円を乗じて得た金額を加算した  
金額)に被保険者及び特定同一世帯  
所属者1人につき31万円を加算し  
た金額を超えない世帯に係る納税義  
務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ケ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定す  
る総所得金額及び山林所得金額の合  
算額が、43万円(納税義務者並び  
にその世帯に属する国民健康保険の  
被保険者及び特定同一世帯所属者の  
うち給与所得者等の数が2以上の場  
合にあつては、43万円に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に1  
0万円を乗じて得た金額を加算した  
金額)に被保険者及び特定同一世帯  
所属者1人につき57万円を加算し  
た金額を超えない世帯に係る納税義  
務者(前2号に該当する者を除く。  
)

ア～ケ (略)

2～4 (略)

附 則

第1条～第7条の2 (略)

うち給与所得者等の数が2以上の場  
合にあつては、43万円に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に1  
0万円を乗じて得た金額を加算した  
金額)に被保険者及び特定同一世帯  
所属者1人につき30万5千円を加  
算した金額を超えない世帯に係る納  
税義務者(前号に該当する者を除く  
。)

ア～ケ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定す  
る総所得金額及び山林所得金額の合  
算額が、43万円(納税義務者並び  
にその世帯に属する国民健康保険の  
被保険者及び特定同一世帯所属者の  
うち給与所得者等の数が2以上の場  
合にあつては、43万円に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に1  
0万円を乗じて得た金額を加算した  
金額)に被保険者及び特定同一世帯  
所属者1人につき56万円を加算し  
た金額を超えない世帯に係る納税義  
務者(前2号に該当する者を除く。  
)

ア～ケ (略)

2～4 (略)

附 則

第1条～第7条の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税  
額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28

年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の8及び第26条の9第1項の規定の適用については、第26条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の8及び第26条の9第1項の規定の適用については、第26条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第26条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

第7条の4～第7条の8 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の8及び第26条の9第1項の規定の適用については、第26条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第26条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

第7条の4～第7条の8 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第 8 条 昭和 5 7 年度から 令和 1 2 年度

までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 2 8 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 2 8 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）

）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 2 8 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 2 6 条から第 2 6 条の 4 まで、第 2 6 条の 6 から第 2 6 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 4 の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

第 8 条 昭和 5 7 年度から 令和 9 年度ま

での各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 2 8 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 2 8 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）

）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 2 8 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 2 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 2 6 条から第 2 6 条の 4 まで、第 2 6 条の 6 から第 2 6 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4 の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

第9条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第20項に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第21項第1号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第21項第2号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第21項第3号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第1号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第22項第2号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の

る。

3 (略)

第9条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第21項に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第22項第2号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第22項第3号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第23項第2号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の

1とする。

1 1 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

1 2 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

1 3 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は5分の3とする。

1 4 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

1 5 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

1 6 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。

2とする。

1 1 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

1 2 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

1 3 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は7分の6とする。

1 4 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。

1 5 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。

1 6 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。

1 7 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

1 8 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の

17 法附則第15条第27項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

18 法附則第15条第31項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条第35項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

20 法附則第15条第36項に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

21 (略)

22 (略)

23 法附則第15条の11第1項に規定する敦賀市の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第

1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第28項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第32項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第36項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

24 (略)

25 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～4 (略)

5 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第

17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか  
の別

16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか  
の別

- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 9 (略)
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市

- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 9 (略)
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市

長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

11・12 (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

14 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に

長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11・12 (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

14 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規

関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第11条～第15条 (略)

定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第11条～第15条 (略)

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は

第3項において準用する場合を含む。  
)又は法第451条第1項若しくは第  
2項(これらの規定を同条第4項又は  
第5項において準用する場合を含む。  
)の適用を受ける三輪以上の軽自動車  
に該当するかどうかの判断をするとき  
は、国土交通大臣の認定等(法附則第  
29条の9第3項に規定する国土交通  
大臣の認定等をいう。次項において同  
じ。)に基づき当該判断をするものと  
する。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定  
により賦課徴収を行う軽自動車税の環  
境性能割につき、その納付すべき額に  
ついて不足額があることを附則第15  
条の4の規定により読み替えられた第  
69条の7第1項の納期限(納期限の  
延長があつたときは、その延長された  
納期限)後において知つた場合におい  
て、当該事実が生じた原因が、国土交  
通大臣の認定等の申請をした者が偽り  
その他不正の手段(当該申請をした者  
に当該申請に必要な情報を直接又は間  
接に提供した者の偽りその他不正の手  
段を含む。)により国土交通大臣の認  
定等を受けたことを事由として国土交  
通大臣が当該国土交通大臣の認定等  
を取り消したことによるものであるとき  
は、当該申請をした者又はその一般承  
継人を当該不足額に係る三輪以上の軽  
自動車について法附則第29条の11  
の規定によりその例によることとされ

た法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第69条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第69条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対

例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第69条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第69条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対

する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用について

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第72条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。

は、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第72条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段

)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第74条及び第75条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得

を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第74条及び第75条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得

金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附

金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」と

則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第16条の5 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次

あるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第16条の5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、

に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第16条の6～第16条の8 (略)

第16条の9 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第

次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第16条の6～第16条の8 (略)

第16条の9 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第

143条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第16条の10 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市

143条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第16条の10 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とある

市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

のは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用につ

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則

いては、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7

第7条の4の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7

条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第18条の2の2～第18条の3 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、

条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第18条の2の2～第18条の3 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、

次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第18条の4の2 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等

次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

第18条の4の2 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等

に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項並びに附則

に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項並びに附則

第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の4第1項の規定による市民税の所得

第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の4第1項の

割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、

規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第26条の6から第26条の8まで、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第26条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の4第

<p>第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第18条の5～第23条 (略)</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p>第24条 <u>令和15年3月31日</u>までの間、第151条第1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」、「とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」、「と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p> <p>第25条～第30条 (略)</p>	<p>3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第18条の5～第23条 (略)</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p>第24条 <u>令和8年3月31日</u>までの間、第151条第1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」、「とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」、「と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p> <p>第25条～第30条 (略)</p>
---	--

(敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 敦賀市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年敦賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る敦賀市市税賦課徴収条例第71条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第6条 (略)</p>	(略)	(略)	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る敦賀市市税賦課徴収条例第71条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第6条 (略)</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都

市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。